

岩手県教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年12月28日

岩手県教育委員会

委員長 箱崎安弘

岩手県教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会代決専決規程（昭和32年岩手県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(教職員課の総括課長等の専決事項)</p> <p>第12条 教職員課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>総括課長専決事項</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>人事給与担当課長専決事項</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 職員及び県立学校（県立幼稚園を除く。）の職員の育児休業の承認に関すること（事務職員、技術職員及びその他の職員に係るものに限る。）。</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>厚生福利担当課長専決事項</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>小中学校人事担当課長専決事項</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 県立幼稚園の職員の育児休業の承認に関すること。</p> <p>県立学校人事担当課長専決事項</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 県立学校（県立幼稚園を除く。）の職員の育児休業の承認に関すること（事務職員、技術職員及びその他の職員に係るものを除く。）。</p>	<p>(教職員課の総括課長等の専決事項)</p> <p>第12条 教職員課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>総括課長専決事項</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>人事給与担当課長専決事項</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 職員及び県立学校（県立幼稚園を除く。）の職員の育児休業及び育児短時間勤務の承認に関すること（事務職員、技術職員及びその他の職員に係るものに限る。）。</p> <p>(8) <u>職員及び県立学校（県立幼稚園を除く。）の職員の自己啓発等休業の承認に関すること（事務職員、技術職員及びその他の職員に係るものに限る。）。</u></p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>厚生福利担当課長専決事項</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>小中学校人事担当課長専決事項</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 県立幼稚園の職員の育児休業及び育児短時間勤務の承認に関すること。</p> <p>(5) <u>県立幼稚園の職員の自己啓発等休業の承認に関すること。</u></p> <p>県立学校人事担当課長専決事項</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 県立学校（県立幼稚園を除く。）の職員の育児休業及び育児短時間勤務の承認に関すること（事務職員、技術職員及びその他の職員に係るものを除く。）。</p> <p>(4) <u>県立学校（県立幼稚園を除く。）の職員の自己啓発等休業の承認に関すること（事務職員、技術職員及びその他の職員に係るものを除く。）。</u></p>

(教育事務所長の専決事項)

第13条 教育事務所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(12) [略]

(13) 市町村立小中学校職員の育児休業の承認に関する
こと。

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

(19) [略]

(20) [略]

(21) [略]

(22) [略]

(23) [略]

(教育事務所長の専決事項)

第13条 教育事務所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(12) [略]

(13) 市町村立小中学校職員の育児休業及び育児短時間勤務
の承認に関すること。

(14) 市町村立小中学校職員の自己啓発等休業の承認に關す
ること。

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

(19) [略]

(20) [略]

(21) [略]

(22) [略]

(23) [略]

(24) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成20年1月1日から施行する。